

I P 通信網サービス契約約款 別冊（NTT Comひかり電話サービス）

【現改比較表】 2022年2月1日現在

～2022年1月31日

2022年2月1日～

目次（略）

第1条～別記21(略)

料金表

通則（略）

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 適用（略）

2 料金額

2-1（略）

2-2 付加機能使用料

2-2-1 2-2-2以外のもの

区分	単位	料金額（月額）
(略)		

目次（略）

第1条～別記21(略)

料金表

通則（略）

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 適用（略）

2 料金額

2-1（略）

2-2 付加機能使用料

2-2-1 2-2-2以外のもの

区分	単位	料金額（月額）
(略)		

着信課金機能	基本機能	その契約者回線番号又は追加番号に係る着信先へ、あらかじめNTT Com ひかり電話契約者が指定する地域の契約者回線等から着信課金番号（NTT Com ひかり電話契約者の請求により、当社が付与した番号であって、着信課金機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。）により行う通信（以下「着信課金通信」といいます。）に関する料金について、その支払いを要する者をその契約者回線番号に係る NTT Com ひかり電話契約者とし、その契約者回線番号に係る NTT Com ひかり電話契約者（話中時迂回機能、着信振分接続機能又は 受付先変更機能 を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信先が変更された通信に関する料金については、その通信の着信があった契約者回線番号又は追加番号に係る NTT Com ひかり電話契約者とします。）に課金する機能	(略)	(略)	着信課金機能	基本機能	その契約者回線番号又は追加番号に係る着信先へ、あらかじめNTT Com ひかり電話契約者が指定する地域の契約者回線等から着信課金番号（NTT Com ひかり電話契約者の請求により、当社が付与した番号であって、着信課金機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。）により行う通信（以下「着信課金通信」といいます。）に関する料金について、その支払いを要する者をその契約者回線番号に係る NTT Com ひかり電話契約者とし、その契約者回線番号に係る NTT Com ひかり電話契約者（話中時迂回機能、着信振分接続機能又は 時間外案内機能 を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信先が変更された通信に関する料金については、その通信の着信があった契約者回線番号又は追加番号に係る NTT Com ひかり電話契約者とします。）に課金する機能	(略)	(略)
			(略)	(略)				(略)	(略)

追加機能	(略)				追加機能	(略)			
	受付先変更機能	<u>NTT Com ひかり電話契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号(以下この表において「受付先変更元番号」といいます。)への着信課金通信を、NTT Com ひかり電話契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能</u>	<u>加算額（1の着信課金番号につき1の受付先変更元番号ごとに)</u>	<u>1,000 円</u> <u>(税込価格 1,100 円)</u>					

	時間外案内機能	NTT Com ひかり電話契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号への着信課金通信の発信者に対して、利用時間帯以外である旨の案内をする機能	加算額（1の着信課金番号につき1の契約者回線番号又は追加番号ごとに）	650円 (税込価格715円)			時間外案内機能	NTT Com ひかり電話契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号への着信課金通信の発信者に対して、利用時間帯以外である旨の案内をする機能及び受付先変更機能（ NTT Com ひかり電話契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号への着信課金通信を、NTT Com ひかり電話契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能 ）を利用することができる機能	加算額（1の着信課金番号につき1の契約者回線番号又は追加番号ごとに）	650円 (税込価格715円)	
--	---------	---	------------------------------------	--------------------	--	--	---------	--	------------------------------------	--------------------	--

備考	<p>1～6 (略)</p> <p>7 複数回線管理機能は、発信地域振分機能、話中時迂回機能、着信振分接続機能又は<u>受付先変更機能</u>を利用している場合に限り提供します。</p> <p>8 複数回線管理機能、話中時迂回機能、着信振分接続機能又は<u>受付先変更機能</u>を利用する場合は、当社は基本機能に係る基本額を、NTT Com ひかり電話契約者（NTT Com ひかり電話契約者が2人以上ある場合は、そのNTT Com ひかり電話契約者すべての同意に基づき指定される代表者として。）があらかじめ指定するNTT Com ひかり電話利用回線等に請求し、その支払いを要する者をそのNTT Com ひかり電話利用回線に係るNTT Com ひかり電話契約者としてします。</p> <p>9 複数回線管理機能を利用していない場合は、発信地域振分機能において着信課金通信の着信先として指定できるものは、同一のNTT Com ひかり電話利用回線等における着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に限りします。</p> <p>10 複数回線管理機能、話中時迂回機能、着信振分接続機能及び受付先変更機能において着信課金通信の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。</p> <p>11 1の契約者回線番号又は追加番号において話中時迂回機能と着信振分接続機能を同時に利用することはできません。</p> <p>12 話中時迂回機能、着信振分接続機能及び受付先変更機能において着信課金通信の着信先として指定することができる契約者回線番号又は追加番号は、同一の着信課金番号を付与したものに限りします。この場合、その着信先をこの機能を利用する契約者回線番号又は追加番号に係るNTT Com ひかり電話契約者と異なる者に係るものとする場合は、その着信先となる契約者回線番号に係る契約者からの同意がある場合に限り提供します。</p> <p>13 複数回線管理機能を利用していない場合は、話中時迂回機能、着信振分接続機能及び受付先変更機能において着信課金通信の着信先として指定できるものは、同一のNTT Com ひかり電話利用回線等における着信課金機能</p>	備考	<p>1～6 (略)</p> <p>7 複数回線管理機能は、発信地域振分機能、話中時迂回機能、着信振分接続機能又は<u>時間外案内機能</u>を利用している場合に限り提供します。</p> <p>8 複数回線管理機能、話中時迂回機能、着信振分接続機能又は<u>時間外案内機能</u>を利用する場合は、当社は基本機能に係る基本額を、NTT Com ひかり電話契約者（NTT Com ひかり電話契約者が2人以上ある場合は、そのNTT Com ひかり電話契約者すべての同意に基づき指定される代表者として。）があらかじめ指定するNTT Com ひかり電話利用回線等に請求し、その支払いを要する者をそのNTT Com ひかり電話利用回線に係るNTT Com ひかり電話契約者としてします。</p> <p>9 複数回線管理機能を利用していない場合は、発信地域振分機能において着信課金通信の着信先として指定できるものは、同一のNTT Com ひかり電話利用回線等における着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に限りします。</p> <p>10 複数回線管理機能、話中時迂回機能、着信振分接続機能及び受付先変更機能において着信課金通信の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。</p> <p>11 1の契約者回線番号又は追加番号において話中時迂回機能と着信振分接続機能を同時に利用することはできません。</p> <p>12 話中時迂回機能、着信振分接続機能及び受付先変更機能において着信課金通信の着信先として指定することができる契約者回線番号又は追加番号は、同一の着信課金番号を付与したものに限りします。この場合、その着信先をこの機能を利用する契約者回線番号又は追加番号に係るNTT Com ひかり電話契約者と異なる者に係るものとする場合は、その着信先となる契約者回線番号に係る契約者からの同意がある場合に限り提供します。</p> <p>13 複数回線管理機能を利用していない場合は、話中時迂回機能、着信振分接続機能及び受付先変更機能において着信課金通信の着信先として指定できるものは、同一のNTT Com ひかり電話利用回線等における着信課金機能を</p>	
----	---	----	--	--

<p>を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に限りません。</p> <p>14 受付先変更機能又は時間外案内機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。</p> <p>15 着信課金番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。</p> <p>(注1) 6に規定する当社が別に定めるところは、次のとおりとします。</p> <p>(1) 携帯・自動車電話以外に係る電気通信設備からの通信を着信する場合</p> <p>(2) 全域指定又は個別指定のいずれかを指定できるものとし、個別指定した場合は、市外局番を元に括られた地域（単位料金区域（契約事業者の電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。）と同じとなる場合は除きます。）及び単位料金区域単位ごとに指定することができます。携帯・自動車電話に係る電気通信設備からの通信を着信する場合</p> <p>全域指定のみ指定できるものとします。</p> <p>(注2) 10に規定する当社が別に定める数は、複数回線管理機能の場合は640、話中時迂回機能及び着信振分接続機能の場合はそれぞれ 50、受付先変更機能の場合は5とします。</p> <p>(注3) 14に規定する当社が別に定める時間は 10分とします。</p>	<p>を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に限りません。</p> <p>14 時間外案内機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。</p> <p>15 着信課金番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。</p> <p>(注1) 6に規定する当社が別に定めるところは、次のとおりとします。</p> <p>(1) 携帯・自動車電話以外に係る電気通信設備からの通信を着信する場合</p> <p>(2) 全域指定又は個別指定のいずれかを指定できるものとし、個別指定した場合は、市外局番を元に括られた地域（単位料金区域（契約事業者の電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。）と同じとなる場合は除きます。）及び単位料金区域単位ごとに指定することができます。携帯・自動車電話に係る電気通信設備からの通信を着信する場合</p> <p>全域指定のみ指定できるものとします。</p> <p>(注2) 10に規定する当社が別に定める数は、複数回線管理機能の場合は640、話中時迂回機能の場合は9、着信振分接続機能の場合は 50、受付先変更機能の場合は10とします。</p> <p>(注3) 14に規定する当社が別に定める時間は 1分とします。</p>
<p>2-2-2 特定加入者回線に係るもの（略）</p> <p>2-3~2-4（略）</p> <p>第2~第4（略）</p> <p>第2表~通信料別表（略）</p>	<p>2-2-2 特定加入者回線に係るもの（略）</p> <p>2-3~2-4（略）</p> <p>第2~第4（略）</p> <p>第2表~通信料別表（略）</p>

▲IP通信網サービス契約約款 共通編

附則（令和4年1月24日 A P S 1サ第 00872153号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和4年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の付加機能については、この改正規定実施の日において、当社が提供する同表の右欄の付加機能に移行したものとみなします。

<u>着信課金機能 追加機能</u>	<u>着信課金機能 追加機能</u>
<u>受付先変更機能</u>	<u>時間外案内機能</u>

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供を受けている着信課金機能については、当社が NTT Com ひかり電話契約者にあらかじめ別に通知する日（以下この附則において「機能変更日」といいます。）からこの改正規定（料金及び話中時迂回機能に係る部分を除きます。）の適用を開始します。この場合に、この改正規定による改正前の規定は機能変更日までは、なおその効力を有します。

4 この改定規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。